

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

<p>個人情報保護法の全面施行(平 17・4・1～)、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」の公布(平 16・7・1)に伴う</p>	<p>「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」(平 20・7・25 個人情報保護関係省庁連絡会議申し合わせ)に基づく「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」改正の公布(平 24・5・14)・適用(平 24・7・1～)に伴う</p>	<p>「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正(平 27・11・25)と労働安全衛生法(平 26・6 公布)によるストレスチェック制度の導入・施行(平 27・12・1～)に伴う</p>	<p>改正・個人情報保護法と個人情報保護法ガイドライン(通則編)の施行・適用(平 29・5・30)に伴う</p>
<p>平 16・10・29 基発第 1029009 号                  雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について</p>	<p>平 24・6・11 基発 0611 第 2 号                  雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正について</p>	<p>平・27・11・30 基発 1130 第 2 号                  雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正について</p>	<p>平 29・5・29 個情第 749 号・基発 0529 第 3 号                  雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(通知)</p>
<p>雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項</p>	<p>雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項(改正)</p>	<p>雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項(改正)</p>	<p>雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項</p>
<p>第 1 趣旨                  この留意事項は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示第 259 号。以下「指針」という。)に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の取扱いについて、指針に定める措置の実施等に加えて事業者が留意すべき事項を定めるものである。</p> <p>第 2 用語の定義                  個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 2 条及び指針第 2 に定めるもののほか、この留意事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 健康情報                  指針に定める雇用管理に関する個人情報のうち、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいう。なお、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるものが挙げられる。</p> <p>(1) 産業医が労働者の健康管理等を通じて得た情報                  (2) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)第 65 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施した健康診断の結果</p> <p>(3) 安衛法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第 66 条第 5 項</p>	<p>第 1 趣旨                  この留意事項は、雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 24 年厚生労働省告示第 357 号。以下「ガイドライン」という。)に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の取扱いについて、ガイドラインに定める措置の実施等に加えて事業者が留意すべき事項を定めるものである。</p> <p>第 2 用語の定義                  個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 2 条及びガイドライン第 2 に定めるもののほか、この留意事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 健康情報                  ガイドラインに定める雇用管理に関する個人情報のうち、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいう。なお、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるものが挙げられる。</p> <p>(1) 産業医が労働者の健康管理等を通じて得た情報</p> <p>(2) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)第 65 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施した健康診断の結果</p> <p>(3) 安衛法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第 66 条第 5 項</p>	<p>第 1 趣旨                  この留意事項は、雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 24 年厚生労働省告示第 357 号。以下「ガイドライン」という。)に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の取扱いについて、ガイドラインに定める措置の実施等に加えて事業者が留意すべき事項を定めるものである。</p> <p>第 2 健康情報の定義                  個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 2 条及びガイドライン第 2 に定める雇用管理に関する個人情報のうち、この留意事項において取り扱う労働者の健康に関する個人情報(以下「健康情報」という。)は、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいい、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるものが挙げられる。</p> <p>(1) 産業医、保健師、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者(以下「産業保健業務従事者」という。)が労働者の健康管理等を通じて得た情報                  (2) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)第 65 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施した健康診断の結果</p> <p>(3) 安衛法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第 66 条第 5 項</p>	<p>第 1 趣旨                  この留意事項は、雇用管理分野における労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という)等に基づき実施した健康診断の結果等の健康情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成 28 年 11 月個人情報保護委員会。以下「ガイドライン」という。)」に定める措置の実施にあたって、「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(平成 16 年 10 月 29 日付け基発第 1029009 号。以下「旧留意事項通達」という。)における規律水準と比較して変更はなく、事業者においてこれまでと同様に適切に取り扱われるよう、引き続き留意すべき事項を定めるものである。</p> <p>第 2 健康情報の定義                  個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項及びガイドライン 2-1 に定める個人情報のうち、この留意事項において取り扱う労働者の健康に関する個人情報(以下「健康情報」という。)は、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいい、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるものが挙げられる。なお、この健康情報については、法第 2 条第 3 項及びガイドライン 2-3 に定める「要配慮個人情報」(注)に該当するが、健康情報の取扱いについては、旧留意事項通達における規律水準と比較して変更はない。</p> <p>(1) 産業医、保健師、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者(以下「産業保健業務従事者」という。)が労働者の健康管理等を通じて得た情報                  (2) 安衛法第 65 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施した健康診断の結果</p> <p>(3) 安衛法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第 66 条第 5 項</p>



<p>第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項</p> <p>1 法第 16 条及び法第 23 条第 1 項に規定する本人の同意に関する事項(指針第 3 の 2 関係)</p> <p>(1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは、法第 23 条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</p> <p>(2) また、事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、事業者と健康保険組合等とは、異なる主体であることから、法第 23 条の第三者提供に該当するため、健康保険組合等は労働者(被保険者)の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。ただし 事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等において、法第 23 条第 4 項第 3 号の要件を満たしている場合は、当該共同利用者</p>	<p>第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項</p> <p>1 法第 2 3 条第 1 項に規定する本人の同意に関する事項(ガイドライン第 7 の 1、2 及び 4 関係)</p> <p>(1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは、法第 2 3 条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</p> <p>(2) <u>安衛法第 6 6 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく健康診断については、同条において事業者は「医師(同条第 3 項の歯科医師を含む。以下、この項において同じ。)</u>による健康診断」を行わなければならないとされている。事業者は、健康診断の実施に当たって、医療機関に健康診断の実施を委託することにより当該医療機関の医師に労働者の健康診断を実施させる場合がある。その際、事業者は、健康診断の実施に必要な労働者の個人データを医療機関に提供する。また、<u>安衛法第 6 6 条の 3、第 6 6 条の 4 及び第 6 6 条の 6 の規定において、事業者は、健康診断の結果の記録、当該結果に係る医師等からの意見聴取、当該結果の労働者に対する通知が義務付けられている。事業者がこれらの義務を遂行するためには、健康診断の結果が医療機関から事業者に報告(提供)されなければならない。これらのことから、事業者が医療機関にこれらの健康診断を委託するために必要な労働者の個人データを医療機関に提供し、また、医療機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断の結果を報告(提供)することは、それぞれ安衛法に基づく事業者の健康診断実施義務を遂行する行為であり、法第 2 3 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。</u></p> <p>(3) また、事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、<u>健康保険組合等は当該事業者に当該労働者の健康情報を提供することを目的として取得していないため、法第 2 3 条の第三者提供の制限に該当し、健康保険組合等は労働者(被保険者)の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</u></p> <p>ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施</p>	<p>第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項</p> <p><u>1 事業者が健康情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方</u></p> <p>(1) <u>健康情報は労働者個人の心身の健康に関する情報であり、本人に対する不利益な 取扱い又は差別等につながるおそれのある機微な情報であるため、事業者は健康情報 の適正な取扱いに特に留意しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>健康情報は、労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものであり、事業者は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えてこれらの健康情報を取り扱ってはならない。</u></p> <p><u>2 法第 17 条に規定する適正な取得に関する事項(ガイドライン第 5 の 1 から 3 関係)</u></p> <p>(1) <u>事業者は、法令に基づく場合を除き、労働者の健康情報を取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示し、本人の同意を得なければならない。ただし、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命又は身体の保護のために緊急に必要がある 場合はこの限りではない。</u></p> <p>(2) <u>安衛法第 66 条の 10 第 2 項において、ストレスチェックを実施した医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下「実施者」という。)は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者に提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者(以下「実施事務従事者」という。)に提供を強要する又は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。</u></p>	<p>第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項</p> <p>(a) <u>事業者が、法令に基づき、労働者の健康診断の結果を取得又は第三者に提供する場合</u></p> <p>(b) <u>法第 23 条第 5 項第 1 号から第 3 号に掲げる第三者に該当しない場合(例：事業者が医療保険者と共同で健康診断を実施する場合において、健康情報が共同して利用する者に提供される場合等)</u></p> <p>第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項</p> <p>1 事業者が健康情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方</p> <p>(1) <u>第 2 の (1) から (18) に挙げた健康情報については労働者個人の心身の健康に関する情報であり、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれのある要配慮個人情報であるため、事業者においては健康情報の取扱いに特に配慮を要する。</u></p> <p>(2) <u>健康情報は、労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものであり、事業者は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えてこれらの健康情報を取り扱ってはならない。</u></p> <p>2 法第 17 条に規定する適正な取得及び法第 18 条に規定する取得に際しての利用目的の通知等に関する事項(ガイドライン 3-2 関係)</p> <p>(1) <u>事業者は、法令に基づく場合等を除き、労働者の健康情報を取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。</u></p> <p>(2) <u>また、事業者は、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合等を除き、本人に利用目的を明示しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>安衛法第 66 条の 10 第 2 項において、ストレスチェックを実施した医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下「実施者」という。)は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者に提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者(以下「実施事務従事者」という。)に提供を強要する又は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。</u></p>
---	---	---	---

<p>は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。</p>	<p>する場合等において、法第23条第4項第3号の要件を満たしている場合は、当該共同利用者は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。</p> <p><u>(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第2項及び第3項の規定により、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安衛法その他の法令に基づき、その事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができ、健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は厚生労働省令で定めるところにより、その記録の写しを提供しなければならないとされている。</u></p> <p><u>このことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第2条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に事業者が当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるため、法第23条第1項第1号に該当し、本人の同意なく提供できる。</u></p> <p><u>なお、事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に含まれないもの（業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査）については、労働者に対して定期健康診断の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となるが、同意については、定期健康診断実施時の受診案内等への記載や健診会場での掲示等黙示によるものが含まれる。</u></p>		
<p>2 法第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する従業者の監督に関する事項（指針第3の3(1)及び(2)関係）</p> <p>(1) 健康診断の結果のうち診断名、検査値等のいわゆる生データの取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業医や保健師等の看護職員に行わせることが望ましい。</p> <p>(2) 産業保健業務従事者以外の者に健康情報を取り扱う時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずること。</p>	<p>2 法第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する従業者の監督に関する事項（ガイドライン第6の2及び3関係）</p> <p>(1) <u>事業者は、健康診断の結果のうち診断名、検査値等のいわゆる生データの取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業医や保健師等の産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。</u></p> <p>(2) <u>事業者は、産業保健業務従事者以外の者に健康情報を取り扱う時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲内に限定されるよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させた上で提供する等の措置を講ずること。</u></p>	<p>3 法第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する従業者の監督に関する事項（ガイドライン第6の2及び3関係）</p> <p>(1) <u>事業者は、健康情報のうち診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報の取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。</u></p> <p>(2) <u>事業者は、産業保健業務従事者から産業保健業務従事者以外の者に健康情報を提供させる時は、当該情報が労働者の健康確保に必要な範囲内で利用されるよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させる等の措置を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 個人のストレスチェック結果を取り扱う実施者及び実施事務従事者については、あらかじめ衛生委員会等による調査審議を踏まえて事業者が指名し、全ての労働者に周知すること。</u></p> <p><u>(4) ストレスチェック結果は、詳細な医学的情報を含むものではないため、事業者は、その情報を産業保健業務従事者以外の者にも取り扱わせることができるが、事業者への提供について労働者の同意を得ていない場合には、ストレスチェックを受ける労働者について解雇、昇進又は異動（以下「人事」という。）に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者に取り扱わせてはならない。また、事業者は、ストレスチ</u></p>	<p>3 法第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する従業者の監督に関する事項（ガイドライン 3-3-2 及び 3-3-3 関係）</p> <p>(1) 事業者は、健康情報のうち診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報の取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。</p> <p>(2) 事業者は、産業保健業務従事者から産業保健業務従事者以外の者に健康情報を提供させる時は、当該情報が労働者の健康確保に必要な範囲内で利用されるよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させる等の措置を講ずること。</p> <p>(3) 個人のストレスチェック結果を取り扱う実施者及び実施事務従事者については、あらかじめ衛生委員会等による調査審議を踏まえて事業者が指名し、全ての労働者に周知すること。</p> <p>(4) ストレスチェック結果は、詳細な医学的情報を含むものではないため、事業者は、その情報を産業保健業務従事者以外の者にも取り扱わせることができるが、事業者への提供について労働者の同意を得ていない場合には、ストレスチェックを受ける労働者について解雇、昇進又は異動（以下「人事」という。）に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者に取り扱わせてはならない。また、事業者は、ストレスチ</p>

		<p><u>エック結果を労働者の人事を担当する者（人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者を除く。）に取り扱わせる時は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えて人事に利用されることのないようにするため、次に掲げる事項を当該者に周知すること。</u></p> <p><u>（a）当該者には安衛法第 104 条の規定に基づき秘密の保持義務が課されること。</u></p> <p><u>（b）ストレスチェック結果の取り扱いは、医師等のストレスチェックの実施者の指示により行うものであり、所属部署の上司等の指示を受けて、その結果を漏らしたりしてはならないこと。</u></p> <p><u>（c）ストレスチェック結果を、自らの所属部署の業務等のうちストレスチェックの実施の事務とは関係しない業務に利用してはならないこと。</u></p> <p><u>（5）インターネットや社内イントラネット等の情報通信技術を利用してストレスチェックを実施する場合は、次に掲げる事項を満たす必要があること。</u></p> <p><u>（a）個人情報の保護や改ざんの防止等のセキュリティの確保のための仕組みが整っており、その仕組みに基づいて個人の結果の保存が適切になされていること。</u></p> <p><u>（b）本人以外に個人のストレスチェック結果を閲覧することのできる者の制限がなされていること。</u></p> <p><u>4 法第 22 条に規定する委託先の監督に関する事項（ガイドライン第 6 の 4 関係）</u></p> <p><u>健康診断、ストレスチェック又は面接指導の全部又は一部を医療機関、メンタルヘルスケアへの支援を行う機関等（以下「外部機関」という。）に委託する場合には、当該委託先において、情報管理が適切に行われる体制が整備されているかについて、事前に確認することが望ましい。</u></p> <p><u>5 法第 23 条第 1 項に規定する本人の同意に関する事項（ガイドライン第 7 の 1、2 及び 4 関係）</u></p> <p><u>（1）事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは、法第 23 条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</u></p> <p><u>（2）安衛法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく健康診断及び第 66 条の 8 第 1 項の規定に基づく面接指導については、これらの規定において事業者は医師若しくは歯科医師による健康診断又は医師による面接指導を行わなければならないとされている。事業者は、健康診断又は面接指導の実施に当たって、外部機関に健康診断又は面接指導の実施を委託する場合には、事業者は、健康診断又は面接指導の実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。また、安衛法第 66 条の 3、第 66 条の 4、第 66 条の</u></p>	<p>エック結果を労働者の人事を担当する者（人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者を除く。）に取り扱わせる時は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えて人事に利用されることのないようにするため、次に掲げる事項を当該者に周知すること。</p> <p>（a）当該者には安衛法第 104 条の規定に基づき秘密の保持義務が課されること。</p> <p>（b）ストレスチェック結果の取り扱いは、医師等のストレスチェックの実施者の指示により行うものであり、所属部署の上司等の指示を受けて、その結果を漏らしたりしてはならないこと。</p> <p>（c）ストレスチェック結果を、自らの所属部署の業務等のうちストレスチェックの実施の事務とは関係しない業務に利用してはならないこと。</p> <p>（5）インターネットや社内イントラネット等の情報通信技術を利用してストレスチェックを実施する場合は、次に掲げる事項を満たす必要があること。</p> <p>（a）個人情報の保護や改ざんの防止等のセキュリティの確保のための仕組みが整っており、その仕組みに基づいて個人の結果の保存が適切になされていること。</p> <p>（b）本人以外に個人のストレスチェック結果を閲覧することのできる者の制限がなされていること。</p> <p>4 法第 22 条に規定する委託先の監督に関する事項（ガイドライン 3-3-4 関係）</p> <p>健康診断、ストレスチェック、面接指導又は健康保持増進措置の全部又は一部を医療機関、メンタルヘルスケアへの支援を行う機関等（以下「外部機関」という。）に委託する場合には、当該委託先において、情報管理が適切に行われる体制が整備されているかについて、<u>あらかじめ確認しなければならない。</u></p> <p>5 法第 23 条第 1 項に規定する第三者提供に関する本人の同意等に関する事項（ガイドライン 3-4 関係）</p> <p>（1）事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは、法第 23 条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</p> <p>（2）安衛法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく健康診断及び第 66 条の 8 第 1 項の規定に基づく面接指導については、これらの規定において事業者は医師若しくは歯科医師による健康診断又は医師による面接指導を行わなければならないとされている。事業者は、健康診断又は面接指導の実施に当たって、外部機関に健康診断又は面接指導の実施を委託する場合には、事業者は、健康診断又は面接指導の実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。また、安衛法第 66 条の 3、第 66 条の 4、第 66 条の</p>
--	--	--	---

8 第 3 項及び第 4 項において、事業者は、健康診断又は面接指導の結果の記録及び当該結果に係る医師又は歯科医師からの意見聴取が義務付けられており、第 66 条の 6 において、事業者は、健康診断結果の労働者に対する通知が義務付けられている。事業者がこれらの義務を遂行するためには、健康診断又は面接指導の結果が外部機関から事業者に報告（提供）されなければならない。これらのことから、事業者が外部機関にこれらの健康診断又は面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断又は面接指導の結果を報告（提供）することは、それぞれ安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

（3）事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。この場合において、当該提供行為は、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

また、安衛法第 66 条の 10 第 2 項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者に提供してはならないこととされている。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。

さらに、安衛法第 66 条の 10 第 3 項において、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するために、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めることも考えられるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したとみなすことができることから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者にストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。

なお、事業者が、安衛法第 66 条の 8 第 1 項又は第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、5（2）に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者から当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれ

8 第 3 項及び第 4 項において、事業者は、健康診断又は面接指導の結果の記録及び当該結果に係る医師又は歯科医師からの意見聴取が義務付けられており、第 66 条の 6 において、事業者は、健康診断結果の労働者に対する通知が義務付けられている。事業者がこれらの義務を遂行するためには、健康診断又は面接指導の結果が外部機関から事業者に報告（提供）されなければならない。これらのことから、事業者が外部機関にこれらの健康診断又は面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断又は面接指導の結果を報告（提供）することは、それぞれ安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

（3）事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。この場合において、当該提供行為は、5（2）に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

また、安衛法第 66 条の 10 第 2 項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者に提供してはならないこととされている。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。

さらに、安衛法第 66 条の 10 第 3 項において、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するために、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めることも考えられるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したとみなすことができることから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者にストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。

なお、事業者が、安衛法第 66 条の 8 第 1 項又は第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、5（2）に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者から当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれ

		<p>含まれる。</p> <p><u>（４）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）第 45 条第 10 項及び第 14 項において、派遣先事業者が安衛法第 66 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健康診断の結果に基づき安衛法第 66 条の 4 の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元事業者に送付するとともに、当該医師の意見を当該派遣元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれらの健康診断の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。</u></p> <p><u>（５）事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、健康保険組合等は当該事業者に当該労働者の健康情報を提供することを目的として取得していないため、法第 23 条の第三者提供の制限に該当し、健康保険組合等は労働者（被保険者）の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</u></p> <p>ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等において、法第 23 条第 4 項第 3 号の要件を満たしている場合は、当該共同利用者は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。</p> <p><u>（６）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定により、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安衛法その他の法令に基づき、その事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができ、健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は厚生労働省令で定めるところにより、その記録の写しを提供しなければならないとされている。このことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）第 2 条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に事業者が当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるので、法第 23 条第 1 項第 1 号に該当し、本人の同意なく提供できる。</u></p> <p>なお、事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 2 条に定める項目に含まれないもの（業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査）については、労働者に対して定期健康診断の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となるが、同意については、定期健康診断実施時の受診案内等への記載や健診会場での掲示等黙示によるものが含まれる。</p>	<p>る。</p> <p>（４）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）第 45 条第 10 項及び第 14 項において、派遣先事業者が安衛法第 66 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健康診断の結果に基づき安衛法第 66 条の 4 の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元事業者に送付するとともに、当該医師の意見を当該派遣元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれらの健康診断の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。</p> <p>（５）事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、健康保険組合等は当該事業者に当該労働者の健康情報を提供することを目的として取得していないため、法 23 条の第三者提供の制限に該当し、健康保険組合等は労働者（被保険者）の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</p> <p>ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等法第 23 条第 5 項第 1 号から第 3 号に掲げる場合においては、健康情報の提供を受ける者は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。</p> <p>（６）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定により、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安衛法その他の法令に基づき、その事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができ、健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は厚生労働省令で定めるところにより、その記録の写しを提供しなければならないとされている。このことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）第 2 条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に事業者が当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるので、法第 23 条第 1 項第 1 号に該当し、本人の同意なく提供できる。</p> <p>なお、事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 2 条に定める項目に含まれないもの（業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査）については、労働者に対して定期健康診断の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となる。</p>
--	--	---	--

<p>3 法第 31 条に規定する苦情の処理に関する事項(指針第 3 の 8 関係)</p> <p>指針第 3 の 8 に定める苦情及び相談を受け付けるための窓口については、健康情報に係る苦情及び相談に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。</p> <p>4 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項</p> <p>(1) 事業者は、健康診断等を医療機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等にかんがみ、あらかじめ、雇用管理指針第 3 の 6 に掲げるもののほか、以下に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該規程に従って取り扱わせることが望ましい。</p> <p>(a) 健康情報の利用目的に関すること</p> <p>(b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること</p> <p>(c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること</p> <p>(d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法(廃棄に関するものを含む。)に関すること</p> <p>(e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること</p> <p>(2) 事業者は、(1) の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で、雇用管理指針第 3 の 9(1)に定めるところにより労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 事業者は、安衛法第 66 条第 1 項及び第 2 項等の規定に基づき行われた健康診断を受けた労働者等に対し、遅延なく、その結果を通知すること。</p> <p>(4) HIV 感染症や B 型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。</p>	<p>3 法第 3 1 条に規定する苦情の処理に関する事項 (<u>ガイドライン第 9 関係</u>)</p> <p><u>ガイドライン第 9</u>に定める苦情を処理するための窓口については、健康情報に係る苦情に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。</p> <p>4 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項</p> <p>(1) 事業者は、健康診断等の実施を医療機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等に鑑み、あらかじめ、<u>ガイドライン第 8</u>に掲げるもののほか、以下に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該規程に従って取り扱わせることが望ましい。</p> <p>(a) 健康情報の利用目的に関すること</p> <p>(b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること</p> <p>(c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること</p> <p>(d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法(廃棄に関するものを含む。)に関すること</p> <p>(e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること</p> <p>(2) 事業者は、(1) の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で、<u>ガイドライン第 10 の 1</u>に定めるところにより労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 事業者は、<u>安衛法第 6 6 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき行われた健康診断を受けた労働者等</u>に対し、<u>遅滞なく、その結果を通知すること。</u></p> <p>(4) H I V 感染症や B 型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。</p>	<p><u>6 法第 25 条に規定する保有個人情報の開示に関する事項 (ガイドライン第 8 の 2 関係)</u></p> <p><u>事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第 66 条の 8 第 3 項及び第 66 条の 10 第 4 項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報を含む健康情報については、本人から開示の請求があった場合は、原則として開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</u></p> <p>7 法第 31 条に規定する苦情の処理に関する事項 (ガイドライン第 9 関係)</p> <p>ガイドライン第 9 に定める苦情を処理するための窓口については、健康情報に係る苦情に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。</p> <p>8 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を 行うに当たって配慮すべき事項</p> <p>(1) 事業者は、<u>安衛法に基づく健康診断等の実施を外部機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等に鑑み、あらかじめ、ガイドライン第 8 に掲げるもののほか、以下に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に 当該規程に従って取り扱わせることが望ましい。</u></p> <p>(a) 健康情報の利用目的及び利用方法に関すること</p> <p>(b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること</p> <p>(c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること</p> <p>(d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法(廃棄に関するものを含む。)に関すること</p> <p>(e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること</p> <p>(2) 事業者は、 (1) の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上 で、<u>ガイドライン第 10 の 1 に定めるところにより労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。</u></p> <p>(3) H I V 感染症や B 型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の<u>遺伝性疾患に関する情報</u>については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。<u>ただし、労働者の求めに応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者</u></p>	<p>6 法第 28 条に規定する保有個人情報の開示に関する事項 (<u>ガイドライン 3-5-2 関係</u>)</p> <p>事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第 66 条の 8 第 3 項及び第 66 条の 10 第 4 項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報を含む健康情報については、本人から開示の請求があった場合は、原則として開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第 28 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>7 法第 35 条に規定する苦情の処理に関する事項 (ガイドライン 3-6 関係)</p> <p>ガイドライン 3-6 に定める苦情を処理するための窓口については、健康情報に係る苦情に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。</p> <p>8 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項</p> <p>(1) 事業者は、安衛法に基づく健康診断等の実施を外部機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等に鑑み、あらかじめ、<u>ガイドライン 3-5</u>に掲げるもののほか、以下に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該規程に従って取り扱わせることが望ましい。</p> <p>(a) 健康情報の利用目的及び利用方法に関すること</p> <p>(b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること</p> <p>(c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること</p> <p>(d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法(廃棄に関するものを含む。)に関すること</p> <p>(e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること</p> <p>(2) 事業者は、(1) の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で、<u>労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。</u></p> <p>(3) H I V 感染症や B 型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の<u>遺伝性疾患に関する情報</u>については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。<u>ただし、労働者の求めに応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者</u></p>
--	--	---	--

<p>(5) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイドラインの内容についても留意することが期待されている。</p> <p>第 4 個人情報取扱事業者以外の事業者による健康情報の取扱い 個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、第 3 に準じてその適正な取扱いの確保に努めること。</p>	<p>(5) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイドラインの内容についても留意することが期待されている。</p> <p>第 4 個人情報取扱事業者以外の事業者による健康情報の取扱い 個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、第 3 に準じてその適正な取扱いの確保に努めること。</p>	<p>が労働者から取得することは考えられる。</p> <p>(4) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイドラインの内容についても留意することが期待されている。</p> <p>第 4 個人情報取扱事業者以外の事業者による健康情報の取扱い 個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、健康情報が特に 適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、第 3 に準じてその適正な取扱いの確保に努めること。</p>	<p>が労働者から取得することは考えられる。</p> <p>(4) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイドラインの内容についても留意することが期待されている。</p>
--	--	--	--